

(目的)

第1条 この条例は、市内における建築物等の適切な利用や管理に関し、必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境を保全し、健康で安全な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不良な状態 物の堆積等に起因する害虫、ねずみ、悪臭若しくは火災の発生又は物の崩落のおそれその他これらに準ずる影響により、当該物の堆積等がされた建築物等の周辺の生活環境の保全上著しい支障を及ぼし、又は生ずるおそれがある状態をいう。
- (2) 建築物等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物及びその敷地(空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第1項に規定する空家等、同条第2項に規定する特定空家等は除く。)をいう。
- (3) 堆積者 物を堆積することにより不良な状態を発生させている者(自然人に限る。)をいう。
- (4) 堆積物 堆積することにより不良な状態の原因となっている物をいう。

(市民の責務)

第3条 何人も、その居住し、又は使用する建築物等を不良な状態にしてはならない。

2 建築物等における不良な状態は、堆積者の責任で自ら解消することを原則とする。

(市の責務)

第4条 市は、市民と協力して、建築物等における不良な状態の発生を防止し、及びその解消に努めるとともに、必要な対策を総合的に講ずるものとする。

2 市は、建築物等における不良な状態の発生の背景には、堆積者の地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、福祉的観点から堆積者に寄り添った支援を行うものとする。

(指導又は勧告)

第5条 市長は、第3条の規定に違反し、建築物等が不良な状態にあると認めるときは、堆積者に対して、期限を定めて、堆積物の適切な管理又は処分その他の当該不良な状態を解消するために必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(改善命令)

第6条 市長は、前条に規定する指導又は勧告を受けた者が、第3条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、堆積物の適切な処分その他の当該不良な状態を解消するための必要な措置を講ずべきことを命じることができる。

(公表)

第7条 市長は、前条に規定する命令を受けた者(以下「義務者」という。)が、正当な理由なくその命令に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により当該公表の対象となる者が弁明をしたときは、第1項の規定による公表の際、当該弁明の内容を併せて公表しなければならない。

(代執行)

第8条 市長は、義務者が、正当な理由なくその命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の規定により、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者にこれを行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

(調査)

第9条 市長は、建築物等が不良な状態にあり、又はそのおそれがあると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、市の職員に、当該建築物等に立ち入り、その状態を調査させ、又は当該建築物等の居住者、使用者、堆積者、所有者その他の関係人(以下「調査対象者」という。)に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立ち入り、調査又は質問(以下「調査等」という。)を行う市の職員は、その身分を証明する証明書を携帯し、調査対象者にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 4 市長は、第5条の規定による指導若しくは勧告又は第6条の規定による命令の実施に関し必要があると認めるときは、調査等のほか、官公署に対し、調査対象の建築物等又は調査対象者について、必要な情報の提供を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 第9条第1項の規定による立入調査を正当な理由がなく拒み若しくは妨げた者又は当該立入調査の際に虚偽の陳述をした者は、3万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。